

ジャン・ドマの「法科学論」と デカルト、パスカルの「幾何学的方法 mos geometricus」： ポティエ「法準則論」内の自然法的構造との対比において

菊 池 肇 哉

はじめに

- I. 思想史的分析：デカルト、パスカルと「幾何学的方法 mos geometricus」
 1. デカルト『方法序説』（1637）の四原則
 2. パスカル『幾何学的精神について』（1655）
- II. ドマにおける適用の実例：デカルトの科学的確証性、パスカルの「精神 l'esprit」と「心情 le coeur」の区分
- III. 結語

はじめに

前稿⁽¹⁾では、ドマの3つの序論的章において中核的な3つの準則類似概念、レーグル、ロワ、プランシプに注目し、前二者のレーグル、ロワ、下位の交換可能な準則に当たる語であり、プランシプは幾何学でいう「公理・アクシオム」に当たる上位概念であるとした。このような準則的概念の「段階的構造」は、ラテン語の regula で全法準則概念を処理するポティエには見られず「幾何学的方法 mos geometricus」を使用したドマ独特のものである。かかる「真理認識の階層性」はパスカルとその友人ドマの所属したポール・ロワイヤルの哲学、アウグスティヌス的・プラトンのなジャンセニズムに不即不離の関係性がある。つまり、「恩寵の光 lumen gratiae」と「自然の光 lumen naturae = 理性」⁽²⁾

を峻別したポール・ロワイヤルの敬虔主義と、自明で理性により証明できない「公理」に当たる2つのプランシプ＝「神の愛」「隣人愛」と、下位の幾何学的推論（数学的推論）の理性により確立される「科学的法則」が対応するのである。かかる構造は、キリスト教の非合理的な宗教的敬虔性（＝恩寵の領域）と、実験による検証と計量化が促進した科学主義（＝理性の領域）とを共存させようとする当時の知的風潮に適合的であった。

また、「法」を「法準則 loi」の集合体と捉え「loix」として表すような表現法もドマ独自のものであり、ドマ「法論」の影響として、世界中の法制度を風俗史・風土史的に分析したモンテスキュー『法の精神 De l'Esprit des lois』の題名にも観察されるとされる⁽³⁾。綱領的文書を全く残さなかったポティエは「法科学」とは何かという大上段の考察を残さなかったが、ドマは「法科学」「自然法の科学」という言葉を残している。これは、疑似自然科学的、疑似数学的な性質を有しており、方法論 methodus に従い整然と「序列・体系・配列 ordre」化された「複数の法則 loix」により「科学 science」が成立することを意味した。17世紀における自然法論のこのような性格はしばしば、「幾何学的方法 mos geometoricus」と称され、ホッブズ、プーフENDORF、ライプニッツ等の自然法の方法論もそのように評価される一種の時代精神であった。

本稿では、ドマとその友人であったパスカルが属したポール・ロワイヤルの思想の中核にあるデカルト、パスカルの影響をドマの作品の中で検証したい。デカルトは、ポール・ロワイヤルには直接的には属さないが、彼の思想は大アルノーにいち早く取り入れられ、ポール・ロワイヤルの科学的思想の中核をなした。本来は、(1)ジャンセンとサン・シランにおける「恩寵と自由意思」の論争、(2)デカルト、(3)パスカル、(4)大アルノー、最後にドマの分析が必要である。これで、17世紀ほぼ全体に至る1610年代から1685-92年のドマの著作までに至るポール・ロワイヤルの精神的発達史はカバーされ得る。しかし、紙幅

の都合と明晰性のため、神学的・哲学的に複雑な考察が不可避な(1)(4)を割愛し、本稿では、デカルト、パスカルの思想と「幾何学性」の関係を中核においた。

I. 思想史的分析：デカルト、パスカルと「幾何学的方法 mos geometricus」

1. デカルト『方法序説』(1637)の四原則

フランス・ロマン主義における近代文学批評の確立者であり、近代のポール・ロワイヤル研究の基礎を5巻組の大著 *Sainte-Beuve, Port-Royal, 5 vols.*, (初版、1840-1859) で、確立した19世紀の知的巨人サント・ブーヴ Charles Augustin Sainte-Beuve (1804-1869) によれば、ポール・ロワイヤル修道院の運動は、デカルト『方法序説』の教育学的敷衍を意味したとされる。

「よく見ると、ポール・ロワイヤルの論理学は、デカルトが『方法序説』のなかでみずからのためにさだめた暫定的規則を、より広く、よりつかいやすく実用化したものにほかならない。ポール・ロワイヤルは、批判することができない共通感覚のもとで、それらの規則をもちいている点でデカルトと同じであるが、後者がこの精神の根源的事実の上に全哲学体系を築くべく、規則から出発したのにたいして、前者がこれから出発するのは、もっぱら精神の誤謬を解明し、精神を正しくみちびこうとして、そのさまざまなたらきについて考察することを目的にしている。」⁽⁴⁾

ポール・ロワイヤルは、ジェンセニズム的な宗教運動であるとともに、デカルト哲学を基礎とした17世紀における、啓蒙教育改革運動でもあった。ポール・ロワイヤルは、特にアンシャン・レジームの「法服貴族層」を引き付けたともいわれる⁽⁵⁾。創設者のサン・シラン以降、比較的早い世代の思想家として、同郷であり盟友でもあった、哲学者パスカルと法学者ドマが挙げられる。ドマはクレルモンの王立地方裁

判所 Presidial の長にまで上り詰めた。しかしながら同じく、地方裁判所の長にまで法服貴族として上り詰めたポティエとは異なり、ドマは、実務家時代はほとんど無名で、裁判官引退後『自然的秩序による市民法』(1689-1695)の出版以前は、ほぼ、「パスカルの友」としてのみ知られた人物であったとされる。ドマには、ブルジュ大学での20歳での法学博士号取得後、一切、大学に関係した教授活動をした記録は残されていない。

盟友パスカルとともにポール・ロワイヤル学派に属したドマの「法科学観」は、デカルト(1596-1650)の『方法序説』(1637)こと、*Discours de la méthode pour bien conduire sa raison, et chercher la vérité dans les sciences* (理性をよく導き、様々な科学の中で真理を探求するための方法論についての言説)の題名中で、触れられる、「様々な科学の中で真理を探求する chercher la vérité dans les sciences」の「科学 les sciences 観」にまで遡ることが可能である。

『方法序説』はデカルト41歳の時にオランダのライデンで、匿名で出版された処女作であり、それは、「屈折光学」「気象学」「幾何学」の3つの科学論文の方法論的序文としてそれらとともに、出版されたため『序説』と訳される。同書の出版当時、ドマは25歳、パスカルは27歳であった。1637年は、サン・シランにより、大法官セギエ Chancelier Segulier により将来を嘱望されていた新進法律家アントワーヌ・ルメートル Antoine Lemaître の回心が行われ、ルメートルが、修道士にも聖職者にもならず、隠棲生活を送る決意をし、大法官セギエにその決意を書簡で送り、ポール・ロワイヤル最初の隠士 solitaire となったまさにその年である。デカルト『方法序説』は、ポール・ロワイヤルの第2の幕開け「隠士」の誕生と、それにとまなう創設者サン・シランの投獄と死への一連の騒動が開始したまさにそのころに、ちょうどその頃、サン・シランからポール・ロワイヤルを受け継ぐこととなる学派の

「第2の創設者」とも言える大アルノーらに影響を与えた。

デカルトは『方法序説』を6章に分け、その「ドイツの炉部屋での思索」とも称される第2章で、彼の提示する新しい科学方法の4原則について、論理学、幾何学、代数との関連で述べている⁽⁶⁾。

「第一に、自分がはっきり真だと知っていないことは、何一つ受け入れないこと。これはつまり、慎重に軽率さと偏見を避けるということだ。そして、あらゆる疑問の余地なしにはっきりと明確に、自分の意識に提示されたもの以外はいっさい判断にとりこまないということだ。(※明証 l'évidence)

第二に、検討している問題のそれぞれを、きちんとした解決に必要なだけ、なるべく細かい部分に分割すること。(※分析 l'analyse)

第三に、いちばん単純で知るのが簡単な対象から手をつけてゆくように、思考を順序だてること。こうすることで、ちょっとずつ前進して、一步一步、もっと複雑な知識に到達できるようになる。そして頭の中で、こうした優先順位や序列の中に性格上として位置づかないような対象にも、なんらかの順番を与えてやる。(※総合 la synthèse)

そして最後に、すべての場合に番号づけを完全にして、さらに見直しを徹底することで、見落としが何もないと確信できるようにすること。(※枚挙 l'énumération)

幾何学者たちが、とてもむずかしい証明の結論にたどりつくときに使う、単純で簡単な理由づけの連鎖というやりかたを見て、わたしは人間の知りうるものはすべて、同じように相互に関係しあっているのだと考えるようになった。そして、まちがったことを真実として受け

入れてしまったりしないようにして、ある真実から次の真実を引き出すのに必要な序列・秩序というものをきちんと理解しておけば、手の届かないほどの彼方にあったり、あるいは発見できないほど深く隠されたことからいうのは何もない、とも考えるようになった。⁽⁷⁾

上記の4原則は、デカルト研究の伝統では、しばしば、「明証」「分析」「総合」「枚举」⁽⁸⁾と称される。最初の明証は、懐疑⁽⁹⁾でもあるのだが、デカルトの「敬虔主義」においては、(キリスト教的)真理の明証性、自明性に「逆説的」に繋がる。有名な「我思う、ゆえにわれあり Cogito, ergo sum.」の定式もこの懐疑の果てにみとめざるを得ない「精神・知性活動の明証性」という矛盾率を含む。また、上でも、秩序・序列 *ordre* という言葉と方法論が明確に結び付けられている。後にも触れるが、ドマにおける「自然的秩序・序列による市民法」の概念は、このデカルト的「科学」における「秩序・序列」の概念と密接に関係する。

上の4原則はデカルトが1628年に著した『精神指導の規則 *Règles pour la direction de l'esprit*』(未完)⁽¹⁰⁾を集約させたものとされる。その中でも規則・準則第5として、方法と秩序・序列の密接な関係性が語られている。

「Toute la méthode consiste dans l'ordre et dans la disposition des objets sur lesquels l'esprit doit tourner ses efforts pour arriver à quelques vérités. Pour la suivre, il faut ramener graduellement les propositions embarrassées et obscures à de plus simples, et ensuite partir de l'intuition de ces dernières pour arriver, par les mêmes degrés, à la connaissance des autres.

方法全体は何らかの真理を探求するために、精神の力を向けるべき事物の、順序と配列 *l'ordre et dans la disposition* に存する。しかして、複雑な不明瞭な命題を、段階を追うて一層単純なものへと還元し、し

かる後、全ての中最も単純なものの直観から初めて、同じ段階を経つつ、他の全てのものへの認識へ、登り行こうと試みるならば、われわれは正確に方法に従うこととなろう。(野田又夫訳)⁽¹¹⁾

上述のデカルトの4原則をドマの法律学、特にその法準則論に当てはめると、(1)明証性＝神への愛(全ての中最も単純なものの直観)(2)分析・解析＝複雑な『ローマ法大全』を分解・分析し、準則として必要なテキストのみをより分けること(複雑な不明瞭な命題を、段階を追うて一層単純なものへと還元)、(3)総合＝より単純かつ明瞭な一原則「神への愛」「隣人愛」から各準則、法則が導き出され秩序付けられる事。(同じ段階を経つつ、他の全てのものへの認識へ、登り行こうと試みる：ユークリッド『原論』のより自明かつ単純な「公理」と他の準則の区別がこれに当たる。)、(4)扱う法分野の包括性(ドマの生前はあまり達成されず。※ただし、死後に刊行された「自然的秩序による公法」部分も包括すると「一般」「人」「物」「訴訟」「公法」というポティエにより完成された「法学提要システム」による法分野の総括的叙述の方式となる。)と思われるのである。

2. パスカル『幾何学的精神について』(1655)

以上はデカルトによるが、ドマとデカルトを繋ぐ思想家としてドマの古くからの親友でもありポール・ロワイヤルにおける厳格主義の盟友でもあった哲学者パスカル Blaise Pascal (1623-1662)⁽¹²⁾ が存する。

トデスカン Franco Todescan (1987)⁽¹³⁾ のドマの神学的基礎 *radici theologiche* の研究等に見られるように、従来、ドマの思想的淵源を論じるのは、多くの場合死後に出版された『パンセ』(1669)かジャンセニズムを匿名で擁護した『プロヴァンシアル(田舎の友人)の手紙』(1656-7)が分析されることが多かった。しかしながら、本稿においては、パスカル初期の小品『De l'Esprit géométrique et de l'Art de persuader 幾何学的精神と、説得の技術について』⁽¹⁴⁾ (1655) に光を当て

たい。本作は、『メナール版 パスカル全集 1』(1993)において初めて倉崇晴氏により詳細な解題、解説付きで邦訳されている⁽¹⁵⁾。パスカル研究⁽¹⁶⁾においては、最近になりようやく『ド・サシ神父との対話』⁽¹⁷⁾との関係性などで、注目を浴びだした作品であり、その意味で未だ法史上の考察が十分に及んでいるとは言いがたい。

この小品は、パスカルの原稿として未完のまま残されていた。このことについて、パスカルが39歳で夭折したことも考慮する必要がある。その草稿は、未だ、パスカルによる丹念な推敲の途中であった。デカルトが『方法序説』を出版したのは41歳の時であったことを考慮すれば、方法論的綱領をパスカルがその年齢まで練っていた事は必ずしも不自然とは思われない。パスカルの姉ジルベルト・ペリエによるパスカルの伝記『パスカル氏の生涯』⁽¹⁸⁾には、研究生活に没頭したために若いころからパスカルが健康を損なっていたことへの記述があり⁽¹⁹⁾、そのような病床ととなりあわせの生活の中で、少しずつ方法論を成熟させていたのであろう。

また、パスカルの父は、16世紀のモンテーニュの父のように、自分の子供を学校に行かせず、開明的な特別教育を自分の息子に対し行ったが、当初は、ラテン語とギリシャ語の習得に集中させるため、わざと数学と幾何学を教えることを禁じた。しかし、パスカルは、教えられることなしに「自ら打ち立てた原理から演繹して幾何学を発見し」そのことに父親が非常に驚き「数学」「幾何学」の研究を許したとの著名な逸話⁽²⁰⁾がある。これはパスカルによる「幾何学の自家発見」と称されるエピソードである。

いずれにせよ、パスカルは若いころから「幾何学」に並々ならぬ天稟を示していたらしい。当時の仏語の用法として、数学全般を幾何学ともよび、固有の幾何学も幾何学とも読んでいたとしばしばこの問題

についてパスカル研究者らは指摘している。幾何学の語は、数学的思考全体を代表していた。『パンセ』同様、パスカルの死の際には未完のまま、この原稿は残されており、刊行され一般に日の目を見たのは、1728年デモレによる不完全な版が初であり、ほぼ完全な形で登場したのは1844年版フォルジュール版『パンセ』（本稿での使用テキスト）によるとされる。つまりここでは、未完の手稿状態の作品の影響力が問題とされるのであるが、1662年に出版された『ポール・ロワイヤル論理学』の序文においてアルノーがパスカル手稿の『幾何学的精神について』を利用したことを明示的に認めており、研究者の間ではそのことがしばしば指摘される。

宮原琢磨氏の訳による該当箇所を引用すると、

「認識しておいていただきたいことは、新しいとよんでいる反省が、というのは従来の一般論理学にはそれが見つからないからであるが、かならずしもすべて著述に携わった者たちのものではないということである。すなわち、今世紀の有名であり、明晰な精神の持ち主である哲学者の幾冊かの著作からすくなくならず取りいれられているということである。(中略) また、本書は故パスカル氏によって書かれた、まだ印刷されていない小品で『幾何学的精神』というタイトルの著述から、ほかのいくつかの反省を得た。」⁽²¹⁾

『ポール・ロワイヤル論理学』出版の1662年はパスカルの死1662年8月19日の年であり、「故パスカル氏」とされていることからこの第一序文は、彼の死からそれほど時を経ず書かれたと思われる。パスカルの「幾何学的精神について」は、当初、「小さい学校」のためのテキスト『Essai sur les éléments de géométrie 幾何学の初歩提要についての論文』への序文として書かれ、本体論文は、9年後アルノーにより、『幾何学提要 Eléments de géométrie』（1667）として完成されたという

経緯がある。つまり、未完の手稿状態でも推敲のための意見など聞くためにポール・ロワイヤルの親しい者の間で回し読まれたと推測される。しかしながら、ドマはパスカル同様、正式に隠士にならず、ポール・ロワイヤルの中枢とは距離をおいていたことも知られる（前稿で言及した大アルノーの書簡から分かるようにアルノーがドマ『市民法』に目を通したのはドマの死の3年後であり、普段からポール・ロワイヤルの面々と頻繁な交流があったとはとても想像しづらい）。この問題について果たしてドマが『幾何学的精神について』の未完の手稿に目を通していたのかの研究は存しない。

パスカルにおける「科学の方法論」において当作品は中核に位置し、言わば、パスカル版『方法序説』に当たる作品である。支倉氏の解題によれば、本著は、デカルトの方法とライプニッツの論理学をつなぐ作品とも評価される。デカルトとライプニッツが書簡を交わしていたことはよく知られており、その方法論、ユークリッド『原論』、「解析」概念に関して、強い相関性がある⁽²²⁾。ライプニッツ『法学の学習、教授の新方法論 Nova Methodus Discendae Docendaeque Iurisprudentiae』(1667)⁽²³⁾はまさにデカルトの幾何学的方法をローマ法学に適用したものであり、同様に、幾何学的方法をローマ法へと適用したドマ『自然法的秩序・序列による市民法』(1685-92)の方法論と比較されるべきものである。

ドマの作品はドマが40代なかばに達した、1670年代から書き始められたと比定されている。ドマにはデカルト、パスカルの影響と自身の思索による偏差が存する。

『幾何学的精神について』に観察されるデカルト、パスカル間の思想の偏差について支倉解説(1993)は次のようにまとめる。

「パスカルはデカルトに近い立場に立っており、デカルトの刻印は、パスカルの他のどの著作よりもまして『幾何学的精神について』に見られる。『方法序説』や『省察』が、直接、間接的に何度も引用されている。明証性の基準、「自然の光」の概念、意味がもともと明白である述語を定義するのは無駄であるという考え、こうしたものは容易にデカルトの見解と結びつけられるし、「方法」を強く求め、「順序」を探求することもそうである。幾何学の方法をその方法に固有でない領域に適用することを提案することによって、「説得術について」は、デカルトの普遍数学を新しい仕方で表明しているのである。

しかしながら、こうした親近性を誇張してはならない。幾何学の諸原理のなかで、デカルトは、公理、すなわち、明証性の観念を最も明瞭に介入させる原理を強調する傾向がある。パスカルは定義を、その含みうる慣習的、恣意的なそのすべてを合わせて検討することに没頭する。デカルトもパスカルも共に、一般的なものから特殊なものへと向かう三段論法の推論とは反対に、単純なものから複雑なものとして幾何学の推論を理解しているが、デカルトは原理を立てることによって本質的真理を主張することをつよく望むのに対し、現代の公理論の先駆者であるパスカルの方は、原理を単なる公準と見なす傾向がある。推論を導くさいも、デカルトは絶えず明証性を介入させるが、パスカルのほうは、意味のずれが少しも起こらないようにすることを優先し、原理の内容がけっしてはみ出さないようにしている。デカルトにとっては、論理は形而上学から離れることはないが、パスカルにとって大事なのは、明らかに有効な演繹的体系を構築することなのである。

……パスカルが長々と論じるのは、デカルトにおけるような真理の把握のための孤独な努力というよりも、既知の真理を伝達したり認めさせたりすることを可能とする推論という道を通じて他人と交わる手段の方である。⁽²⁴⁾

ここで、敢えて、危険を恐れず単純化すれば、この差異は、デカルトが理論家的、理系的であるのに際して、パスカルは実際家的、文系的であるという評価も出来よう。パスカルは社交家であり、語りかけるような表現を好む。「幾何学的精神について」という大仰なタイトルはむしろ、デカルトやポール・ロワイヤル内でも論理学者であった大アルノーに似つかわしい。このことは、パスカルが、デカルトと違い、「小さな学校」における実践的啓蒙教育を指向した社会運動的、教育的、实际的性格を持っていたポール・ロワイヤルに所属していたことと関係しているとも思われる。デカルトが形而上学的に「上」を志向していたとすると、パスカルは形而下学的に「下」を志向していた。

では、ドマはどうであろうか？ドマも『開廷演説集 Harangues』等より、クレルモンの顔役として、裁判における不正を告発矯正する行政的、社会任務を積極的にこなしていたことが知られる。しかしながら、一方で、ドマの生活の中心は、30年にも及ぶ、社会活動とは一定の距離を持つ、静的な裁判官活動であった。「法論」に見られるような、一種キリスト教徒以外の民族には差別的とさえも受け取られる強烈な信仰心の中核において、ドマは非常に上部構造に固執し形而上学的で、神の明証性を常に強調しデカルト的である。その一方で、公理論的に、プランシプ（神への愛、隣人愛）を広く解釈し、法律学に適用しようとするその推論の「緩さ」（これは法学における以上、不可避のものであったのだが、方法論としての分析性・適用性はポティエ「準則論」の方が徹底している。）において、ドマはパスカル的であったとも考えられる。ただ、ドマは細部の整合性にはそれほど頓着しておらず、彼には、友パスカルにおけるような「例外を出さない」という情熱は見られない。一方で「プランシプ＝神への愛」を中核に据えようということで、デカルト的ではあったろう。つまり、信仰精神の中核においては、ドマは、デカルト的、形而上学的である一方で、実際の「幾何学的精神」の適用面と準則の用語法においては、パスカル「幾何学的精神について」

の第二部の「説得術について」により影響を受けていた。つまり、ドマ『自然的秩序による市民法』の神学的・道徳神学的扱いの中核においてはデカルト的に「形而上性＝神」を志向しつつも、実際の法律学の扱いについてはパスカルのように「形而下性＝人間社会」を志向し、ポール・ロワイヤル運動としての科学の教育学的敷衍化と「法科学」の実現を目指していたと考える。ドマはデカルト、パスカル両者の方向性を併せ持つ。

パスカルは『幾何学的精神』において、「探求をますます推し進めることによって必然的に到達するのは、もはや定義不可能な根源的な言葉にであり、またその証明に用いるこれ以上ないほど明確な原理にである」⁽²⁵⁾としており、ドマが幾何学の公理や公準に当たる第一原理を「プランシプ」という用語を使って言い換えるのは、デカルトというより、むしろ盟友パスカルの用語法を取っている。

『幾何学的精神について』第一部冒頭でパスカルは以下のように述べる。

「こうしたことがよく理解できたので、私は真の秩序を説明することに帰ることにする。前に述べたように、この秩序とは、すべてを定義し、すべてを証明することである。たしかにこの方法はすばらしいものであろうが、絶対に不可能である。というのも、明らかなことは、定義しようとする最初の術語は、その説明に用いる先行する術語を前提としているであろうし、同様に、証明しようとする最初の命題は、それに先行する他の命題を前提としているであろうということなのだ。こうしたわけで、最初の命題にけっして到達しないということは明白である。

したがって、探求をますます推し進めることによって必然的に到達

するのは、もはや定義不可能な根源的な言葉にであり、またその証明に用いるこれ以上ないほど明確な原理にである。

そこでわかることは、どんな学問にせよ、絶対的に完璧な秩序において論じることなど、人間にはもともとどうあってもできないということである。

だがだからといってあらゆる秩序を放棄せねばならないということにはならない。というのも、ひとつ秩序があって、それは幾何学の秩序である。この秩序は、説得力が不足しているという点でたしかに劣っているが、確かさが不足しているという点で劣るわけではない。この秩序は、すべてを定義したりすべてを証明したりはしないので、そのことでは完璧な秩序におよばない。だが、この秩序は、自然の光によって明白にわかり疑う余地のない事柄のみを前提としている。したがって、推論でなく自然が支えているので、この秩序は完全に真実なのだ。」⁽²⁶⁾とする。

実は、「完璧な秩序 un ordre parfait」という言葉は、前稿で考察したドマ「序文」においても、『ローマ法大全』の秩序批判においてさり気なく一度登場している。

「Que pour le détail de chaque matiere, on ne trouve dans aucune un ordre parfait de ses définitions, de ses principes & de ses règles, selon qu'elles dépendent les unes des autres, ou que le rapport de l'une à l'autre fait leur liaison; mais on y voit seulement un amas de plusieurs règles, la plupart sans suite.

また、各主題の細目についていえば、その定義、原則、準則がたがいによりそい、そこで、それら相互の関係性を果たすといった完璧な

序列・秩序 un ordre parfait というものはどこにもおめにかかれず、みいだせるものといえ、多くの準則の雑多なよせあつめのみ、それも、ほとんど場合、脈絡すらないものである。⁽²⁷⁾」

ここでも、「秩序・序列」と「公理としてのプランシプ」「自然の光」の概念は明確に提示されている。「幾何学的精神について」は第一部「幾何学的精神について」と第二部「説得術について」にわかれる。近時の「ペリエ写本」を写した「サント・ブーヴ写本」の研究や、支倉氏の分析では、「幾何学的精神について」こそが、全体の表題で、第一部は「厳密な幾何学精神」について扱い、第二部は「説得術、つまり、弁論術についてあつかうが、これが「非厳密な幾何学「的」精神」の多くの科学分野への適用に関わる。第一部では数学的な無限分裂の問題などが扱われるが、社会運動としてのポール・ロワイヤルの方法論により関わるのは、第二部の「説得術について」のほうである。

また森川甫氏（2000）は、パスカルは『幾何学的精神について』の第二部たる「説得術について」で、「証明が「完全に明白で単純な原理プランシプに基づかなければならない」というが、『プロヴァンシアルの手紙において』、論証に必要な第一の原理とはキリスト教の原理である」⁽²⁸⁾とされるが、まさに、ドマの神学論たる「法論」においても、かかる法学の第一原理とは、「神への愛」と「隣人愛」というキリスト教原理に還元され、パスカルの用語法とドマの用語法は強い親和性を有している。

内部的な証拠から、おそらくは、ドマもパスカルの『幾何学的精神について』を未完の手稿の状態でも熟読していたと思われる。今日パスカルの肖像として最もよく知られているドマ自身の手による青年パスカルの像は、パスカルの死後ドマが自身の所有した『ローマ法大全』の表紙に描かれたものである。ローマ法学者として『ローマ法大全』

の表紙にパスカルの顔を書くという意味を考えると、やはり、『自然的秩序による市民法』執筆に及んで、1662年に39歳で夭折した友を心中に擁していたと考えるのが自然とも思われる。『自然的秩序による市民法』の初稿はパスカルの死の10年以上後、1670年代に書かれ始めたと比較される。

このパスカル『幾何学的精神について』（1655）の定義論などの中核部分は、ポール・ロワイヤルの「小さな学校」での教本たる大アルノー『ポール・ロワイヤル論理学』（1662）年で繰り返されている。その部分とは、名称の定義と事物の定義の相違と5つの規則だとされる⁽²⁹⁾。

先にポール・ロワイヤル学派について本質的にデカルトの方法論を敷衍したと述べたが、時系列に従って並べると、

1. デカルト『方法序説』（1637）
2. パスカル『幾何学的精神』（1655）
3. アルノー & ニコル『ポール・ロワイヤル論理学、思考の技法』^{(30) (31)}
(1662)
4. ジャン・ドマ『自然的秩序・序列による市民法』（1685-91）

となる。方法論としては、デカルト、パスカル、アルノーと連続性を有した方法論がポール・ロワイヤルの知的運動の中で強調され、17世紀末にドマが、人生の最後に、その方法論を「市民法」、ひいては、「ローマ法学」に適用したと考えてよい。（この点、劇作家ラシーヌが人生の終わりに、絶筆として『ポール・ロワイヤル略史』を残したのと重なる。）これこそが、ドマが「法学のデカルト」と称される所以である。思想としての助走期間が長い分、ドマの自然法論の用語法は様々な分析に供されるべき含意を有する。

しかしながら、実は、本論文のこれまでの主張に関わらず、ドマの自然法論が「mos geometricus 幾何学方法」との関係で論じられることはあまり多くない。例えば、現在チュレーン大学教授を務めるゴードレー James Gordley は、最近、*The Jurists: A Critical History*, (OUP, 2014) という著作を上梓したが、これは、題名からはわかりづらいが、後期スコラ学派に重点を置く契約論研究の通史⁽³²⁾から出発し、債権債務論の中で双子の不法行為論研究⁽³³⁾に敷衍し、財産権論⁽³⁴⁾にまで研究を及ぼした作者が、それらを総合し、「法学の方法論の通史」としての観点からまとめたものである。その中で、第8章を[Mos Geometricus : The Coming of Rationalism 幾何学的方法論：理性主義の到来]⁽³⁵⁾と名づけ、アキナス、モリナ、レッシウス、スアレス、デカルト、ライプニッツ、ヴォルフにまで説き及ぶ比較的長大な「近世自然法における mos geometricus 論」を展開しているが、ドマについては触れていない。代わりに、第6章 [Droit Civil Français : The French Alternative フランス市民法：フランスにおける異なる処理] としてドマ、ポティエを扱う。

このことは一つには、ドマの著作が、一見、通常、幾何学的方法として考えられる「定義」「法則の羅列」のシノプシス形態のものと全く異なるからであろう（唯一、ドマ「前加編」内部叙述の「簡略性」のみがそのような性質を提示している）。

この点に関し、ドマ自身「序文」中で以下のように述べる。

「ゆえに、本書で私の定めた構想とは、ローマ市民法 les Loix Civiles をその [あるべき] 序列に従い配置し、法的主題を区分し、各主題を、それらが自然にかたちづくる体系中でもつ位置づけにしたがい組み上げ、各主題をその [あるべき] 各部にしたがい分かち、各部にその定義、その原則、その準則の細目を整序するにあたり、それ自身明晰な

もの（※公理）や、その理解に不可欠であろうあらゆるものよりみちびかれるものの他には、一切、何も言及しないという事である。それゆえ、私が意図したのは梗概書 un abrégé や簡易な入門書 de simples institutions ではなく、論ぜねばならぬ各主題のあらゆる細目を含むよう私は努めた。⁽³⁶⁾」

上の一節では、ドマによる幾何学的方法による体系構築の理想が圧縮して述べられ、自然法の「自然的秩序」と「自然性」と繋げられている。「定義、原則、準則」は幾何学におけるそれにあたり、アクシオムをプランシプと称する癖は、パスカルの『幾何学的精神について』における用法そのままである。

では、かかる方法論で『ローマ法大全』から排斥されるものは何であろうか？ おそらくそのもっとも重要なものは『学説彙纂』中における「事例 causae」と各法学者、学派間の対立であろう。法準則や体系性を強調すると、これらは著作の表面からは捨象され、注に追いやられることとなる。しかしながら、我々法学者は解釈論中でそれを再生せざるを得ない。この点、ローマ法学に適用される「幾何学的方法論」には限界が存する。

極めて精緻化したこれら周辺分野研究の緻密性（主要な作品の訳書が全て存在する。）に対応するためには、法学者側のドマ研究は必ずしも十分とは言えず、従来のドマの構造、論旨の分析の要約化に加え、ドマの全文の邦語訳と、それに基づいたより詳細なテキストの内部の各概念の分析が俟たれる。

II. ドマにおける適用の実例：デカルトの科学的確証性、パスカルの「精神 l'esprit」と「心情 le coeur」の区分

本章においては、具体的に、ドマにおいてかかる方法論が適用され

ているのかの一例を観察することとする。

デカルトにおける「真理」として挙げられているものは、ドマにおいては、ローマ法などに見いだされる長い年月をかけ抽出された「自然法のプランシプや準則レーグル」もしくは「衡平の準則」にも関係する。最後にドマ「法論」n. 2における「諸準則の諸原則の確証性 Certitude des principes des loix.」と題される章を観察したい。ここでは、デカルトにおける科学的「確証性」の概念とともに、パスカルの「精神」と「心情」の分類がドマの理論に観察されるわけであるが、その一方で、提示される実例の内容も非常に興味深い。我々現代人には、「人を殺してはならない」「盗んではならない」というルールは、恒常不変の自然法の原則として想起する最たるものに思われるのだが、ドマにおいては、恒常不変の確証性をもった真理＝「幾何学の一定理 un théorème de géométrie」に至るほどの確証性をもつものではないとされる。驚くべきことに、モーセ十戒にも現れる「汝殺すなかれ」「汝盗むなかれ」という道德律は、ドマにとっては、「幾何学的確証性」にまで至るものではないのである。

デカルトは『方法序説』において四準則を提示する直前に、「だからこの科学は、確かにいろいろと正しくてとても優れた成果を持っているのだけれど、そうでない成果もたくさんあって、そしてこういう有害なあやまったものが、正しくて優れた成果とごっちゃになっていて、真実と虚偽とをきちんと分離するのはとてもむずかしくなっている。下削りしない大理石のかたまりからダイアナやミネルバ像を抽出するくらいむずかしい。」と述べている。

科学を構成するうえで、確証性のある確かな見解と、そうでない見解があるが、それらが玉石混交であるさまは、石材としての大理石に通常では、「緻密な強い部分」と「鬆(す)が入ったもろい部分」があるのと似ている。通常は、自然の大理石の塊を下削りして、出来上がる彫像に合わせ、「緻密な強い部分」のみを残し彫像を作るのであるが、

そのような「下削り作業」なしに、ダイアナやミネルバ像を作ろうとしても、割れて崩れまともにつukれない。この比喻は、ミケランジェロによる大理石からの彫像のアイデアの抽出的なプラトニズム的連想の影響を、新プラトン主義的アウグスティヌス主義を通じて、デカルトが表明したものとしても理解され得るであろうか。また同所においては、「そして、法律が多すぎるとかえって正義のじゃまになり、だから法律が少ないと、それをきちんと運用することで国がきちんと治められるのと同じように、わたしは以下の四つだけで自分にはまったく充分だと考えた。」とされ、法律学における法 loi と「方法論の四準則」の関係がデカルトにより比喩的に例示されている。このことが、ドマ独特の「法 loix」を「個別法則 loi」の束として表現する表現法に影響を与えている可能性がある。

ともあれ、デカルト的確証性は、科学的なハード・ファクト（事実としての真実・真理 vérité de fait = 準則としての真理と対照される）の選別に関わる。このような自然法論での確証性の議論は、プーフェンドルフ『自然および万民法論』（1672）第一卷第二章「倫理に向けられる科目の確証性」についても見られ、幾何学的方法に関わる一種の時代精神であった。同様に、ドマにおいては法準則も確証性の高いものと、そうでないものが観念されている。そしてそれは、「自然の光：理性」と「恩寵の光：キリスト教信仰」、「精神：理性」と「心情：道徳」、「幾何学的精神：厳密な論理性」と「繊細の精神：複雑な社会への論理の繊細かつ鋭敏な感性による適用」を両備することにより、初めて完全に理解される。この意味で、ドマは折衷主義的であるとも解され得る。

「 II. Certitude des principes des loix.

法の諸原則の確証性

ゆえに、このように、各科学において第一原則 les premiers principes を保持し、それら独自の「原則」を確立し、それに依拠する全細目的事実のために基礎として資するために、それら各真実および

その確証性を明白にする [理性による] 光 le jour [による分析] を与えることから開始することにまして、必要なことはない。それゆえ、それらに依拠する諸準則の本質と確証性の理解のために、法の第一原則がいかなるものであるか考察することが肝要である。そして、我々は、これら法の第一原則の確証性の特質を、宗教を通じ神が我々を教化させたもう真実と、理性を通じ神が我々に理解させたもう真実により、我々の知性・精神 notre esprit 上にほどこされるべき二重の印象を通じて [はじめて] 判断しえよう。ゆえに、法の第一原則 les premiers principes des loix は、他の人間的諸科学の諸原則よりも、すぐれて [心情による] 共感を与え、かつ、[知性による] 説得力を持つ真実としての特質を有すると言えよう。しかるに、他の諸科学における諸原則及び、それらに依拠する真実の細目は、知性・精神の目的 l'objet de l'objetであるだけで、心・感情の du coeur 目的ではないだけでなく、万人の知性で解されることすらないのに対し、法の第一原則 les premiers principes des loix 及びこれらに向けられる不可欠の各準則の細目は、万人が解せざるを得ないのみならず、知性と心情ともに同様に影響を与えずにはおけない真実としての性格を有する。それゆえ、全人類は、他のあらゆる人間諸科学の様々な真実にもまして、[法の第一原則において、] より深く共感するとともに、より強く説得されるのである。⁽³⁷⁾」

ここでも明確に原則と準則の幾何学的階層性、「恩寵の光」と「自然の光」の対比とそれに対応するパスカルにおける「精神 esprit」と「心情 coeur」の区分⁽³⁸⁾、宗教的真実の明証性＝確証性の強さが明確に観察されるだろう。精神と心情の区分は、デカルトの精神論から出発したものであるが、デカルト批判の末に到達したパスカル独自の物であり、ここにもまたドマにおけるパスカル独自の刻印を観察することが出来る。

読者は、筆者が上記で、l'esprit を「知性・精神」と訳していることに気づかれよう。ドマのエスプリ理解は、パスカル「精神」と「心情」の区分とも共通するが、その本質において極めてデカルト的である。山田弘明氏はそのデカルト『方法序説』への注解において、「原文はl'espritである。精神は以下に述べられるように、理性よりも意味が広く、判断、思考、想像、記憶などあらゆる知的機能を指す。」とされる⁽³⁹⁾。この理解は、トマスなど中世神学における「intellectus 知覚・知性作用」と同義に解される場合が多いので「(人間) 知性・精神」とした。

特に、パスカルにおける「精神 esprit」と「心情 coeur」の区別に関わる場合は、「知性＝科学の基盤」対「感情＝宗教・道徳の基盤」とのニュアンスが強くなり、その意味を加味しないと文脈が繋がらなくなる。

先に、パスカルについて、「デカルトの精神論から出発した」と述べたのはその「総合的知性活動としてのエスプリ」の使用法のデカルトとパスカルの共通性のためである。デカルトにも「l'esprit を知性・精神」と「moeur 世知」の区別があったが、基本的に、デカルトは、理性主義から離れず知行合一を旨とした。一方で、パスカルには、不合理なキリスト教信仰の世界、「恩寵の光の世界」と、理性による科学の世界、「自然の光の世界」を全く別の側面として割り切るような傾向が若くからあった。

また、後期のパスカルは、人間精神・知性の限界をより明確に意識し、宗教には固有の「心情の秩序・序列」が存するとしキリストのレトリックを支持し、デカルトを批判した。その意味で、パスカルは、中世神学で言う「自然の光」と「恩寵の光」の区分に関して、恩寵による信仰の真理と理性による科学的真理が別のものとする二重真理説的姿勢に無意識に近接していたのかもしれない。一方でパスカルは両者を峻別しながら、究極の真理理解には両者を必要とした。その意味で、ドマによる当所での記述はまさにパスカル的でもある。

ドマは、ここで「道德神学」、「自然法」、「衡平の準則」ともかかわる「法律学」の社会科学としての特質が、他の人間科学とは違い、「知性・精神 l'esprit」のみならず「心情 le coeur」にも訴求するものであるとして「法学の優位性」をうたっている。また、ゆえにこそ、一種のポール・ロワイヤルの「道德神学的法律論」たる「法論」を著作中に含めることが、ドマにとり、「市民法論」の中で必要とされたと考えられる。一方、既にみたように、ドマは当初「法論」を作品中に含める意図はなく、友人の勧めにより、入れたとも、される。その場合、友人とは、ポール・ロワイヤルの関係者であったろう。

パスカルは、遺作の断片集『パンセ』282で、以下の様に述べている。

「われわれが真理を知るのは、理性 la raison によってだけでなく、また心情 le coeur によってである。この後者の道をとおして、われわれは基本的原理 les premiers principes を知る。ゆえに、それにあずからない推理 le raisonnement が、それらの原理を反駁しようと試みてもむだである。この反駁を唯一の目的にしているピュロンの徒（※懐疑主義者であるモンテーニュが意識されている）は、無益な努力をしているのだ。われわれは夢みているのではないことを知っている。それを理性によって証明することが、われわれにとって不可能であるにしても、この無能力はわれわれの理性の弱さを結論するだけであって、かれらが主張するように、われわれのあらゆる認識の不確実を結論するものではない。なぜなら、空間、時間、運動、数が存在するというような基本的原理の認識は、推理がわれわれに教えるどんな認識にもおとらず確実だからである。そして、この心情と本能との認識の上にこそ、理性はその根拠をおくべきであり、そのあらゆる論理の基礎をおくべきである。心情が、空間に三つの次元があり、数は無限であることを直感する。つぎに理性が、一方が他方の二倍になるような二つの平方数のないことを証明する。原理は直感され、命題は結論される Les

principes se sentent, les propositions se concluent. そして、ちがった方法によってではあるが、どちらも確実になされるのである le tout avec certitude quoique par différentes voies. (由木康訳)⁽⁴⁰⁾」

パスカル同所の les premiers principes とドマ同所の les premiers principes [des loix] で用語法が共通することが分かるし、「certitude 確証性」の語も両所で共通して観察される。真理 la vérité の認識に、「精神＝理性」のみならず、「心情＝宗教（キリスト教）」を要求する特質も同一である。幾何学的原理の明証性・非証明性と、明らかなもの [幾何学：公理 ἀξίωμα は動詞「ἀξιόω ふさわしいと考える」から派生し、「最初に知るにふさわしかるべきもの」、派生的に「自明のもの（原則）」を意味するようになる] から出発する、少しずつではあるが確実な演繹的推論という「幾何学的精神」は、パスカルの同所では、「原理は直感され、命題は結論される（※おのずから導かれる） Les principes se sentent, les propositions se concluent」とされ、「心情によるプランシプの直観的把握」と「理性＝精神による下位命題の論理的推論」として処理されている。（しかし、これがパスカルの最終見解であったのかは分からない。）

パスカル『パンセ』の同所は、ピュロンの徒を称し、人間理性の脆弱性を率直に求めたフランス・フマニストの祖、モンテーニュを多分に意識した懐疑主義批判の部分であるが、パスカルの思考経路の方がより数学的、自然科学的であるのに対して、ドマの思考経路は、「法律学」に適用するため、より、社会学的にアレンジが加えられており、異端批判が、異教徒であった『ローマ法大全』の序列の欠陥批判にむすびつけられているのが特徴である。本来、『ローマ法大全』序列批判は、ビュデ、キュジャス、オットマン等に遡れる人文主義法学の伝統的特徴であり、ドマはブルジュでその薫陶を受けていたが、オリジナルの創意によりそれを自己のセクトの神学・哲学的理論と異端批判に結び付けている。モンテーニュ『エッセー』に見られるような、「懐疑主

義」「理性批判」に基づいた非キリスト教徒に対する寛容性は、ポール・ロワイヤルの中でも最も原理主義的な敬虔主義者であったパスカルやドマには見られない。

この「精神」と「心情」の区別は、ドマ「法論」の中で、以降も、頻出して使用されており、伝統的なカトリックのキリスト教神学には存在しないため、パスカル哲学の用語法を下敷きとしない限り、理解できないものである。

ドマによる同所記述の後半部に戻る。

「例えば、精神によっても、心情によっても、彼に殺したり盗んだり、つまり、他者を殺したり、他の者から盗んだりすることが許されぬと感じぬ人間はいないであろうが、彼は、これらの真実に、人が幾何学の一定理の存在を知るであろうのと同程度には、徹底的に説得されることはない。しかるに、殺人と窃盗が許されていないというこれらの真実自体は、それらが依拠する第一原則に伍する確証性という性格を有していないことはまったく明らかである。なぜなら、これら原則が除外もしくは例外が全く存しない準則であるのに対して、これらは、例外や除外に服するからである。なぜなら、例えば、アブラハムは、生と死の主がそのことを彼に命じたがゆえに、その息子を正義に基づき殺すことが出来た。また、ヘブライ人たちは、彼らにそれらの富を与えた全世界の主の命令により、犯罪なしに、エジプト人たちの富を奪い得た。⁽⁴¹⁾」

刑事法にも関わる、ドマによる特徴的なこの一節は、ポール・ロワイヤルがひたむきに隠す、ネオ・トミズムとしての後期スコラ学派⁽⁴²⁾の基盤にあるトマス『神学大全』に依拠する。ここでのドマの理論は、後期スコラ学派でいうところの「法論 De legibus (ST. I-II, qq. 90-108.)」中、トマス『神学大全』第2部の1設問94第5項⁽⁴³⁾(ST, I-II, q. 94.

art. 5.) における「自然法は改変されることは可能か *Vtrum lex naturae mutari possit.*」議論と一致する。

ドマは、同所注において、『創世記』第22章2節と『出エジプト記』第12章35節を明示的に引用している。第一に、「殺人」は通常許されないが、『創世記』22において、神は、アブラハムを試すため、罪なき自分の息子イサクを「焼燔の犠牲」として自己にささげるよう命令し、アブラハムはその通りに実行しようとしたが、すんでのところでは神はこれを止められ、神はアブラハムの覚悟をよろこばれた。第二に、ユダヤ教の「過ぎ越しの祝祭：ペサハ」の起源に関わる『出エジプト記』第12章35節では、[新共同訳：イスラエルの人々はモーゼの言葉通りに行い、エジプト人らより金銀の装飾品や衣類を求めた。Vlg. *Feceruntque filii Israel sicut praeceperat Moyses: et petierunt ab Aegyptiis vasa argentea et aurea, vestemque plurimam.* (拙訳：イスラエルの息子らはモーゼの命じたようになし、金銀の装飾品と多くの衣類を求めた。)]とされる。その根拠として、『出エジプト記』第11章第2節では神のモーゼに対する命令が、「新共同訳：あなたは民に告げ、男も女もそれぞれ隣人から金銀の装飾品を求めさせるがいい。Vlg. *Dices ergo omni plebi ut postulet vir ab amico suo, et mulier a vicina sua, vasa argentea et aurea.* (拙訳：ゆえに、汝は全ての民に対し、夫は自らの友人より、妻は自らの隣人より、銀金の装飾品を求めるよう命ぜよ。)]が語られている。キリスト教の神ヤーウェは、イスラエルのため、エジプト人らを滅ぼすに際し、明示的に「あらかじめ、隣人たるエジプト人から寄留民たるイスラエル人が金目の物を強奪するよう」命じている。このように、神が道德律に悖る命令をする事例は中世のスコラの道德神学者には良く知られており、しばしば、議論の対象とされてきた。

トマス『神学大全』では以下の様に述べられる。

ST, I-II, q. 94 a. 5 arg. 2 『神学大全』第2部の1、設問94第5項異論2
 「Praeterea, contra legem naturalem est occisio innocentis, et etiam
 adulterium et furtum. Sed ista inveniuntur esse mutata a Deo, puta cum
 Deus praecepit Abrahae quod occideret filium innocentem, ut habetur
 Gen. XXII; et cum praecepit Iudaeis ut mutuata Aegyptiorum vasa
 subriperent, ut habetur Exod. XII; et cum praecepit Osee ut uxorem
 fornicariam acciperet, ut habetur Osee I. Ergo lex naturalis potest
 mutari.

また、無実の者を殺害することは自然法に反するし、それは姦淫や盗みについても同じである。しかるに、そのことが神により変更されたことが見出される。つまり、『創世記』第22章にあるように、神はアブラハムに罪なき息子を殺すように命ぜられたし、『出エジプト記』第12章において、ユダヤ人らにエジプト人らから借り受けた装飾品を盗むように命ぜられたし、『ホセア記』第1章にあるように、ホセアに対し姦淫を犯した妻をめとるように命ぜられたのがそうである。ゆえに、自然法は変更されうる。」

ドマは、上記で提示される3例うちの最初の2例を使用している。なお、窃盗に関しては、直前の第2部の1、設問94第4項解答部(ST, I-II, q. 94 a. 4 co.)の末尾で、カエサル『ガリア戦記』⁽⁴⁴⁾が引用され、「ユリウス・カエサル『ガリア戦記』にあるように、盗みは明白に自然法に反するものであるにもかかわらず、昔のゲルマン人においては不正義 *iniquum* とは見なされていなかったのである *apud germanos olim latrocinium non reputabatur iniquum, cum tamen sit expresse contra legem naturae, ut refert Iulius Caesar, in libro de bello Gallico.*」としている。この「神による自然法の変更」の問題についてはドマと彼の「自然的秩序」の影響としてのポティエにおける「変更不能の自然法準則」と「変更可能の自然法準則」の区分に関わる。「変えられない自然法」と「変えることの出来る自然法」の区分の淵源は、法律学、ロー

マ法学には見いだせず、後期スコラ学を通じたトマス『神学大全』の枠組みまで少なくとも遡ることが出来る。

本稿の紙幅の都合上、非常に限られた部分に対する分析ではあるが、前稿の実例および、これまでの議論でドマ「序文」における「準則論」とデカルト的、ポール・ロワイヤルの「科学論」「幾何学的方法」との関連性の一端だけでも示し得たのなら幸いである。また、その個別の議論の根底には、ソースが明示されないながらも、彼らの敵対した後期スコラ学派における、解釈学の基礎テキストであったトマス『神学大全』の基盤がひそやかに隠されていた。

Ⅲ. 結語

ドマ『自然的秩序による市民法』により指向された「自然法の科学」の概念は極めてポール・ロワイヤル的、デカルト的な概念であった。ドマにおいては「光」という概念が多用されるが、これはデカルト的、パスカル的な理性による「自然の光」の概念であり、ドマにおける「自然法」「自然的秩序」はこの概念の延長線上にあった。デカルト、パスカル、ドマ、アルノー等に多用されるこの光のメタファーは、ジャンセニズムに内在するアウグスティヌス的なネオ・プラトニズムに端を発し、究極的にはプラトンの「照明説」に由来する。トマスもアウグスティヌスに影響を受け、「自然の光」の概念を展開したが、17世紀の幾何学的方法論の中では、プラトニズムのリバイバルと重なり独自の含意を持つようになっていた。

自然法と幾何学的方法というのは、同17世紀のグロティウス『オランダ法入門』(1631)やプーフェンドルフ『普遍法学の諸要素 *Elementorum iurisprudentiae universalis*』(1660)についてもしばしば語られる概念であり、簡潔に示された定義や法則の羅列形での叙述形態であると言える。デカルト『方法序説』やドマの盟友であったパスカル『幾何学的方法論』における幾何学的方法論もかかる一般的思潮の

中の一支流であり、ドマはその方法論をポール・ロワイヤルの学派の掉尾に法律学に適用した。

ポール・ロワイヤル学派は、その哲学史における重要性にもかかわらず、その高い論争性と過激さにより、太陽王ルイ 14 世の治世 (1643-1715) を通じて抑制され、1679 年以降新信徒の入門を禁止されてきたが、その最後の打撃は、教皇クレメンス 11 世による 1708 年の教皇令による同修道院の禁止及び 1710 年の修道院自体の取り壊しである。従来の法学研究では、ポール・ロワイヤルの終焉が十分に認識されておらず、誤解されることも多いが 18 世紀前半にオルレアンのイエズス会学院に学んだポティエ (1699-1772) においては、世代的に根絶やしとされたポール・ロワイヤルの影響は存せず、プロテスタント理論としての、18 世紀前半に出版されたバルベイラックによる仏語訳のグロティウス、プーフェンドルフなどの自然法学の影響と同時に、カトリック神学への回帰が見られる。かかる影響はポティエの各「個別論考 *Traité*」題名中末尾に見られる「*tant du for de la conscience que du for extérieur* 良心の法廷のみならず外面の法廷」における「良心もしくは内心の法廷 *forum conscientiae vel internae*」と「外面・実定法の法廷 *forum externae*」の区分⁽⁴⁵⁾に見出される可能性がある。

ドマは、デカルト的「明証性」を基準にしてユークリッド幾何学の「公理」にあたるプランシプとそれ以外の「準則もしくは法則」という二つの階層に分類したが、そのデカルト的疑似科学的体系の中で、高位におかれるプランシプの中身は「神への愛」と「隣人愛」という極めてキリスト教的で信仰を理性で説明しようとする理神論的なものであった。この「本来、非理性的なものである信仰の無条件の明証性」こそが、ネオ・トミズムや後期スコラ学派の行き過ぎた理性主義、分類主義を批判したデカルト的、ジャンセニズム的、アウグスティヌス的な「敬虔主義」の中核であった。

北ヨーロッパ自然法学派では、これらの「疑似自然科学的」な叙述スタイルは、具体的な法律問題を扱わない入門書や梗概書の叙述には

向いているが、細目や具体例に立ち入った全般的叙述には向かないという特質があった。しかしながら、フランス的な「幾何学的方法論」の処理においては、これが『ローマ法大全』からの「準則」の具体的な抽出に当てられ、単なる羅列ではなく、より細かい実体法的処理を指向したと思われる。先に見たように、ドマは、「それゆえ、私が意図したのは梗概書 un abrégé や簡易な入門書 de simples institutions ではなく、論ぜねばならぬ各主題のあらゆる細目を含むよう私は努めた。」と述べている。そのようなある意味「フランス的」とも言い得る伝統はポティエ「準則論」における『ローマ法大全』全体からの準則の抽出という大事業とそれを前提とした各「論考」の著作へと繋がって近代法科学の「一ルーツ」を形成していく。

旧来のドマ研究では等閑視されがちであった「序論」においては、16世紀以来のオットマン『反トリボニアヌス論』やキケロ「Ius in artem redigere 法科学化論」⁽⁴⁶⁾などに繋がる『ローマ法大全』の秩序批判から、『ローマ法大全』テキストにおける不合理で不必要なテキストの存在、様々な部分に「準則」もしくは「法則」が散在することや、『学説彙纂』テキストと『勅法集』テキストの摺り合わせの必要性などが語られ、「準則論総論」として重要である。『ローマ法大全』からの準則の抽出と処理の具体例は、今日で言う「理論書叙述形式」であるドマの書より、むしろ、ポティエ「準則論」により体现されている点が興味深く、事例の分析が、今後の研究の一課題となる。

また、このような17世紀の「法科学論」に対し、「自然法から実定法へ」という図式で提示され得る、18世紀中葉から19世紀へのピュッター、フーゴ、ハイゼ、サヴィニー等、「実定法の哲学」により「体系性」を標榜した「歴史法学派」の「法科学論」では、法の「有機性」や、「生ける制度」等、生物学的、自然史・博物学的な科学観が語られ、地質学的、進化論的指向もこれに内包される。このような19世紀法科学論の社会・文化に対する「有機的、生物学的アプローチ」は、無機質的、数学的な「法科学」を志向した17世紀理性法論の「幾何学的方法

法」には、確かに見られなかったものである。かかる18世紀から19世紀の「科学観」の変化の考察も将来の課題である。

一見、我々法学者の目には見落とされがちであるが、今回提示したように、「序文」や「法論」におけるドマの用語法は、今日の精緻化された、デカルト研究、パスカル研究における用語法と一致しており、その視角から読み解くことが可能である。関係性は今回例示したテキストに留まらず、この側面からも、更なる研究の深化が期待される。

了

- (1) 拙著「ジャン・ドマの三つの序文的章と法準則、プランシプ、レーグル及びロワ：ポティエ「法準則論」との対比において」、『日本法学』第82巻第1号(2016), 47-76.
- (2) 山田晶「自然の光と恩寵の光」、『中世思想研究』、1(1958), 55.
- (3) Simoue Goyard-Fabre, “Montesquieu entre Domat et Portalis”, *MacGill Law Journal*, 35(4) (1990), 715-45.
- (4) Sainte-Beuve, *Port-Royal*, tom. IV, (La Connaissance: Paris, 1927), 73. 宮原琢磨『哲学基礎講読(※内容は『ホール・ロワイヤル論理学』解題付全訳)』、(日大通信 :2nd ed, 2000), 10における宮原氏の訳文による。
- (5) 水野豊「サン・シランの生涯」、『国際関係学部紀要』、2(1986), 113: 「特に法服貴族に熱狂的な支持を受けた彼の思想の魅力はどこにあるのだろうか?」
- (6) 津崎良典「デカルト『方法序説』第二部における方法と徳について」、『哲学』59(2008), 211-226.
- (7) 英語からの重訳であるが、平明で読みやすいので、仏語を確認したうえで、山形浩生氏の訳を使用した。<http://www.genpaku.org/dcart01/dcart10j.html>
- (8) 山田弘明訳、デカルト著『方法序説』(ちくま学芸文庫、2010), 218-220の注でそれぞれの詳細な説明が見られる。この用語法はポワソン神父による注釈書 Nicolas-Joseph Poisson, *Commentaire ou Remarques sur la Méthode de M. Descartes*, (1670) に遡るとされる。
- (9) 中村文郎「懐疑と明証—「第一省察」の叙述形式—」『思想と文化』(1986), 51-63.
- (10) 野田又夫訳、デカルト『精神指導の規則』、(岩波文庫、1974)。宮原琢磨『哲学基礎講読(※『ホール・ロワイヤル論理学』全訳)』、(日大通信 :2nd ed, 2000), 12.
- (11) 野田又夫訳、デカルト『精神指導の規則』、(岩波文庫、1974), 33.

- (12) ジャン・ミール著、道躰滋穂子訳『パスカルと神学—アウグスティヌス主義の流れのなかで』(1999).
- (13) F. Todescan, *Le radici teologiche del giusnaturalismo laico II: Il problema della secolarizzazione nel pensiero giuridico di Jean Domat*, (Milano, 1987). トデスカンの同著は、ドマの自然法論を彼の神学的思想から分析した代表的研究であり、第一章にパスカルの「精神と心情」の分類、第二章に「神への愛」と「自己愛」の区分、第三章に「不変法則」と「任意法則」の分類を扱うモノグラフである。「自己愛」については小川(1988)(1), 417-8を参照。
- (14) 支倉崇晴訳・解題・解説、パスカル「幾何学的精神について」、赤城昭三編『メナール版 パスカル全集：生涯の軌跡 I』(白水社、1993), 393-445. 以下支倉(1993)として引用。
今回、仏語テキストとしては、本作が初めて完全に近い形で出版された1844年フォルジュール版『パンセ』、Armand-Prosper Faugère ed., *Pensées fragments et lettres de Blaise Pascal*, Tom I, (Paris, 1848), 421-473のテキストを使用した。
- (15) メナールの新説による。従来はフォルジュール版1848年表題では1657-8年、ブランシュヴィック、1912年版では1568-59年等、より後ろの時期に比定されることが現在の資料・研究でも非常におおかった。執筆時期については、支倉(1993)、解説II, 436-9を参照。
- (16) 佐藤誠「パスカルと『Port-Royal 論理学』：幾何学的精神に関する一考察」『日本フランス語フランス文学会中部支部研究報告集』、4, (1980), 8-9；吉岡浩樹「パスカルにおける不可分量 -- 「幾何学的精神について」と「ポール・ロワイヤル論理学」(前半論文の不可分量の考察に関わる)『上智哲学誌』(7), p15-30, 199；輪田裕「幾何学的精神のための覚書 -- パスカルの回心をめぐって」『福岡大学総合研究所報』159(1994), 31-44.
- (17) 支倉崇晴訳・改題・解説『エピクテートスとモンテーニュとに関するド・サシ神父との対話』、赤城昭三編『メナール版 パスカル全集：生涯の軌跡 I』(白水社、1993), 330-70.
- (18) 赤木昭三訳、ジルベルト・ペリエ『パスカル氏の生涯』、赤木昭三編『メナール版 パスカル全集：生涯の軌跡 I』(白水社、1993), 23-78. 以下、赤城『生涯』(1993)として引用。
- (19) 赤城『生涯』(1993), 32-33.
- (20) 赤城『生涯』(1993), 24-27.
- (21) 宮原琢磨『哲学基礎購読(※内容は『ホール・ロワイヤル論理学』解題付全訳)』、(日大通信 :2nd ed, 2000), 10.
- (22) イヴォン・ベラヴァル著、岡部英男、伊豆藏好美訳『ライプニッツのデカルト批判』上、下、(法政大学叢書・ユニベルシタス、2011&2015)；岡部英男「ライプニッツとデカルトにおける解析と発見の方法」、『研究紀

- 要』、22(1998), 93-121; 名和香熏『デカルトからライプニッツへ』(1993); S.H. メローン著、中尾隆司訳『近代思想の夜明け：デカルト・スピノザ・ライプニッツ』、(行路社、1987); 山本信「デカルトとライプニッツにおける合理主義」、『哲学雑誌』、65(705)(1950), 124-149.
- (23) 最近では、田中実、コラム「ライプニッツ」、勝田有恒、山内進編著『近世・近代ヨーロッパの法学者たち』(2008), 210に短いながらも要を得たライプニッツの各法学作品の解説が見られる。藤田貴宏「若きライプニッツの法解釈方法論」『独協法学』、64(2004), 122-99; 吉原達也訳、Theodor Viehweg 著「ライプニッツ『結合術』と法律学的事例」、『広島法学』29(3)(2006), 106-92.
- (24) 支倉(1993), 440-441.
- (25) 支倉(1993), 398.
- (26) Ibid.
- (27) Domat, I, (Chez Savoye:Paris, 1751), 「序文 Preface」、NP 頁付無、(2 頁目)。
- (28) 森川甫『パスカル『プロヴァンシアルの手紙』：ポール・ロワイヤル修道院とイエズス会』(関西大学出版会、2000), 81.
- (29) 支倉(1993), 432.
- (30) ランスロ & アルノー『ポール・ロワイヤル文法』こと『Grammaire générale et raisonnée contenant les fondemens de l'art de parler, expliqués d'une manière claire et naturelle 話の技法の諸基礎を含み、明確かつ自然な方法で解説された、一般・理性文法』(1660)は、「方法論」とは、系統が違うので本稿では除く。訳書として、C・ランスロー＝A・アルノー著、南館英孝訳『ポール・ロワイヤル文法』(大修館書店、1972)。
- (31) 宮原琢磨『哲学基礎講読(※『ポール・ロワイヤル論理学』解題付全訳)』、(日大通信:2nd ed, 2000)。
- (32) James Gordley, *The Philosophical Origins of Modern Contract Doctrine*, (Oxford Clarendon Press, 1993): 同著については、貝瀬幸雄「比較法学者たちの饗宴(2):『比較法学入門』のためのエッセイ」、『立教法務研究』、5(2012), 27-158, at 75-81に言及がある。
- (33) James Gordley, *The Enforceability of Promises in European Contract Law (The Common Core of European Private Law)*, (Cambridge UP, 2001)。
- (34) James Gordley, *Foundations of Private Law: Property, Tort, Contract, Unjust Enrichment*, (OUP, 2007)。
- (35) James Gordley, *The Jurists: A Critical History*, (OUP, 2014)。
- (36) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751) [頁付なし序文3頁目第5段落]。
- (37) Domat, I, (Chez Savoye: Paris, 1751), i-ii.
- (38) 岡野香潔「パスカルにおける精神より心情へ」、『龍谷大學論集』、352

- (1956), 1-27.
- (39) 山田弘明訳『方法序説』、(ちくま学芸文庫、2010), 209-10.
- (40) 由木康訳『パンセ (イデー選書)』、(白水社、1990), 120-1.
- (41) Domat, I, (Chez Savoye:Paris, 1751), ii.
- (42) ビトリア「特別講義 relectio」における殺人 Homicide 論として、Francisco De Vitoria, trans. John P. Doyle, *Reflection on Homicide & Commentary on Summa Theologiae Iia-IIae Q. 64*, (Marquette UP, 1997).
- (43) 邦訳として、稲垣良典訳『神学大全』13、(創文社、1977), 82-5 も参照。
- (44) 該当部分は『ガリア戦記』第6巻23章である。近山近次訳『ガリア戦記』(岩波文庫、1942), 203. 「部族の領地 civitas の外でなされる強奪は不名誉 infamia にならない。それは青年を訓練し怠惰をおさえるために行われると言われている。Latrocinia nullam habent infamiam, quae extra fines cuiusque civitatis fiunt, atque ea iuventutis exercendae ac desidia minuendae causa fieri praedicant.」.
- (45) Paolo Prodi, *Una storia della giustizia: Dal pluralismo dei fori al moderno dualismo tra coscienza e diritto*, (Milano, 2000) ; 小川 (1988) (1).
- (46) F. Bona, “L’ideale retorico ciceroniano ed il ’ius civile in artem redigere”, *SDHI*, 46 (1980), 282-382; George Mousourakis, “Ius civile in artem redigere: authority, method and argument in Roman legal science”, 『西洋古代史研究』、9(2009), 33-46.